

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 2 号

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年薩摩川内市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 当分の間、第 1 1 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。